



2026年2月27日

各 位

会 社 名 テスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 一樹
(コード：5074 東証プライム)
問合せ先 執行役員管理本部長 平倉 正章
(TEL：06-6308-2794)

子会社による財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結に関するお知らせ

当社の連結子会社であるテス・エンジニアリング株式会社（以下「借入人」といいます。）は、運転資金の調達を目的として株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団によるコミットメントライン契約を2024年9月30日付で締結しております。

今般、当該コミットメントライン契約に基づく複数回の個別の借入申込みに関して、それぞれ財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結に該当することが判明いたしました。そのため、事後とはなりますが、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結につき、下記のとおりお知らせすると共に、開示が遅れましたこととお詫び申し上げます。

記

1. 当該子会社の概要

名 称	テス・エンジニアリング株式会社
所 在 地	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高崎 敏宏
事 業 内 容	コージェネレーションシステムを始めとした、各種環境・省エネ対策システム等導入の為の事業所診断、設計、調達、施工、メンテナンス、24時間監視システム、エネルギーマネジメントシステムによる運用管理サポート、エネルギー供給サービス、小売電気事業、発電事業
資 本 金	1億円

2. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結の理由

借入人における運転資金の調達のため

3. 金銭消費貸借契約の内容

(1) 相手方の属性及び契約形態

株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団によるコミットメントライン契約
(総コミット額9,000百万円)

(2) 担保の内容

無担保

(3) 金銭消費貸借契約書の契約締結日、債務の元本、弁済期限

借入人は資金需要に応じた最適な資金調達を目的として、当該コミットメントライン契約に基づき、以下のとおり毎月最終営業日に弁済期限を迎える短期の借入申込みを実施しております。

契約決定日	2025年4月16日
契約締結日	2025年4月18日
債務の元本	6,030百万円
弁済期限	2025年5月30日

契約決定日	2025年5月16日
契約締結日	2025年5月16日
債務の元本	6,660百万円
弁済期限	2025年6月30日

契約決定日	2025年6月17日
契約締結日	2025年6月18日
債務の元本	5,220百万円
弁済期限	2025年7月31日

契約決定日	2025年7月18日
契約締結日	2025年7月18日
債務の元本	6,030百万円
弁済期限	2025年8月29日

契約決定日	2025年8月18日
契約締結日	2025年8月18日
債務の元本	6,030百万円
弁済期限	2025年9月30日

契約決定日	2025年9月17日
契約締結日	2025年9月17日
債務の元本	6,930百万円
弁済期限	2025年10月31日

契約決定日	2025年10月17日
契約締結日	2025年10月17日
債務の元本	8,100百万円
弁済期限	2025年11月28日

契約決定日	2025年11月19日
契約締結日	2025年11月19日
債務の元本	9,000百万円
弁済期限	2025年12月30日

契約決定日	2025年12月17日
契約締結日	2025年12月19日
債務の元本	9,000百万円
弁済期限	2026年1月30日

契約決定日	2026年1月16日
契約締結日	2026年1月16日
債務の元本	9,000百万円
弁済期限	2026年2月27日

契約決定日	2026年2月13日
契約締結日	2026年2月18日
債務の元本	9,000百万円
弁済期限	2026年3月31日

4. 金銭消費貸借契約に付される財務上の特約の内容

- (1) 借入人は、各事業年度の末日における報告書等の単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、2021年6月期末日における報告書等の単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額もしくは直前の事業年度の末日における報告書等の単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうちいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (2) 借入人は、各事業年度の末日における報告書等の単体の損益計算書における経常損益を損失としないこと。

5. 原因

この度の開示漏れの原因につきまして、当該コミットメントライン契約は、特定融資枠契約に関する法律第2条第1項に規定する特定融資枠契約に該当することから、適時開示の対象には含まれないものとなっておりますが、当該コミットメントライン契約に基づく個別の借入申込みが財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結に該当する旨の認識が不足していたためであります。

今後、かかることがないように再発防止策を検討してまいります。

6. 今後の見通し

本件による2025年6月期連結業績及び2026年6月期連結業績予想に与える影響はございません。

以上